

イビデン健康保険組合 御中  
扶養認定対象者現況届  
【子】

記入例

学生の場合は高校1年生や大学2年生など具体的に記入してください。働いている場合はアルバイトやパートなど記入ください。

この届出書は、子を健康保険の被扶養者にしたい場合にご記入いただくものです。

※扶養認定に基づく重要な書類です。正確にご記入ください。

令和 ○○年 6月 5日記入

被保険者等	記号	999	番号	9999	被保険者の氏名	健保 太郎
子の氏名	健保 三郎		年齢	0	職業	なし

健保記入：学生証(写) 必要・不要 提出 有・無 理由確認 必要・不要

添付書類【必須】：世帯全員の住民票（続柄・個人番号記載のもの）、その他該当する書類を添付してください。

※もし添付書類に本籍地の記載がある場合は、マジック等で消去してください。

今回申請するお子様についてご記入ください。

1. 申請事由 ※該当項目が複数ある場合は、全て回答してください。添付書類（詳細は一覧表で確認）	
<input type="checkbox"/> 1) 親(被保険者)がイビデン健康保険に加入したため (a. 就職 b. 転籍)	(令和 年 月 日)
<input checked="" type="checkbox"/> 2) 出生のため	※海外で出産の場合は出生証明書
<input type="checkbox"/> 3) 親の退職等による扶養変更	(令和 年 月 日退職・廃) ⇒ 該当日がわかる書類(写)
<input type="checkbox"/> 4) 親の離婚による扶養変更	(令和 年 月 日離婚) ⇒ 該当日がわかる書類(写)
<input type="checkbox"/> 5) 親の婚姻による扶養変更	(令和 年 月 日婚姻) ⇒ 該当日がわかる書類(写)
<input type="checkbox"/> 6) 退職したため	(令和 年 月 日退職) ⇒ 雇用保険関係書類(下記3参照)
※出産予定がある場合	(令和 年 月 日出産予定)
<input type="checkbox"/> 7) 失業給付の受給を終了したため	⇒ 雇用保険受給資格者証(写)
<input type="checkbox"/> 8) その他 (理由：)	⇒ 申請事由を証明する書類
2. お子様は今まで加入していた健康保険について 添付書類（詳細は一覧表で確認）	
<input type="checkbox"/> 1) 国民健康保険組合	⇒ 国民健康保険の保険証(写)または資格情報のお知らせ(写)
<input type="checkbox"/> 2) 健康保険組合・協会けんぽ・共済組合等	⇒ 資格喪失証明書(写)
<input type="checkbox"/> 3) その他 未加入 (平成・令和 年 月から未加入)	
海外より入国 (令和 年 月 日来日)	
3. お子様の雇用保険について 添付書類（詳細は一覧表で確認）	
※お子様の退職日が1年未満の場合は必ず申告してください。	
<input type="checkbox"/> 1) 失業給付を受給予定(手続き中を含む)	⇒ 雇用保険受給資格者証(全頁の写)
<input type="checkbox"/> 2) 失業給付受給終了	⇒ 雇用保険受給資格者証(全頁の写)
<input type="checkbox"/> 3) 失業給付の受給を延長する	⇒ 雇用保険受給延長通知書(写) + 離職票1・2(写)
<input type="checkbox"/> 4) 失業給付は受給しない	⇒ 雇用保険被保険者離職票1・2(写) + 下記誓約書記入
<input type="checkbox"/> 5) 雇用保険加入期間不足	⇒ 雇用保険被保険者離職票1・2(写)
<input type="checkbox"/> 6) 雇用保険未加入	⇒ 退職証明書(雇用保険未加入の記載があるもの)
<p><b>誓約書</b> ※□4にチェックをした場合のみ記入してください。 被扶養申請者が失業給付を申請しないことを誓約します。 なお、後日給付申請をする場合は必ず健康保険組合に届出いたします。</p> <p style="text-align: center;">被保険者自署 _____</p>	

※失業給付の基本手当日額が3,612円以上の場合は、受給中は被扶養者にはなれません。

4. 被保険者の配偶者について	
<input checked="" type="checkbox"/> 配偶者あり → a. 今回一緒に申請する <input checked="" type="radio"/> b. 既に被扶養者である	
c. 被扶養者ではない ⇒ 被保険者、配偶者それぞれの源泉徴収票(写)又は所得証明書を添付	
*収入について なし・あり (年間収入見込額 円)	
<input type="checkbox"/> 配偶者なし → a. 離婚(平成・令和 年 月 日離婚) ⇒ 養育費 なし・あり (年額 円)	
b. 死別 c. 未婚	

次頁(裏面)へ →

5. 扶養しなければならない理由 ※18歳以上の学生以外の方は記入必要

就職活動中 働く意思がない 健康上の理由で働けない⇒傷病名( ) その他  
※上記チェック後、詳細を詳しくご記入ください

[

]

6. 認定対象者の方の年間収入（今後1年間）			添付書類・注意事項等
1) 給与収入	<input type="checkbox"/> あり ⇒年額 _____ 円	<input checked="" type="checkbox"/> なし	以下のいずれか1点以上に加えて認定後3ヶ月分の給与明細 ①収入見込書…収入見込書に記入されている今後1年の年額 ②雇用契約通知書…雇用契約通知書より見込まれる今後1年の年額 *給与、賞与とも控除前の総支給額。通勤交通費も含む。
2) 年金・恩給 (国年・厚生・年金基金・ 企業年金・遺族・障害など すべての年金を含む)	<input type="checkbox"/> あり ⇒年額 _____ 円	<input checked="" type="checkbox"/> なし	以下のいずれか1点以上 ①『年金振込通知書(写)』 ②『年金改定通知書(写)』 ③『年金受給額試算表(写)』 ④『恩給証書(写)』 *氏名と金額がわかるもの 支給金額×1年間に支給される回数(老齢厚生年金：6回、恩給：4回 等) 介護保険料徴収前の1年間年額
3) 事業収入 (不動産・自営・農業・ 営業等)	<input type="checkbox"/> あり ⇒年額 _____ 円 (事業内容： _____ )	<input checked="" type="checkbox"/> なし	『確定申告書第一表(写)』 『収支内訳書(損益計算書)(写)』 売上金額－(売上原価＋直接経費) *前年度で確定申告書にて申告した金額 *但し、以下の経費は原則経費に含まれません ・減価償却費 ・青色申告控除等の基礎控除
4) 雇用保険の 失業保険受給	<input type="checkbox"/> あり(受給予定) <input type="checkbox"/> あり(受給中) ⇒年額 _____ 円 ※年額=基本手当日額×360日 (基本手当日額 _____ 円)	<input checked="" type="checkbox"/> なし	『雇用保険受給資格者証の全頁(写)』 *雇用保険受給中は原則扶養にできません。 *但し、「基本手当日額×360日」<130万円(もしくは180万円)の場合のみ 申請可 (60歳未満：受給日額3,612円未満 60歳以上または障害年金受給者：受給日額5,000円未満)
5) 傷病手当金 または 出産手当金受給者	<input type="checkbox"/> あり ⇒年額 _____ 円 ※年額=受給日額×360日 (受給日額 _____ 円)	<input checked="" type="checkbox"/> なし	『受給日額を証明するもの(支給決定通知書(写)等)』 *受給中は原則扶養にできません。 *但し、「受給日額×360日」<130万円(もしくは180万円)の場合のみ申請可 (60歳未満：受給日額3,612円未満 60歳以上または障害年金受給者：受給日額5,000円未満)
6) 雑収入 (原稿料・印税・講演料など)	<input type="checkbox"/> あり ⇒年額 _____ 円	<input checked="" type="checkbox"/> なし	『確定申告書第一表(写)』
7) 他家族からの援助 (慰謝料・養育費など継続的 に支払われるもの)	<input type="checkbox"/> あり ⇒年額 _____ 円 誰(被保険者からみた続柄： _____ )から	<input checked="" type="checkbox"/> なし	
8) その他	<input type="checkbox"/> あり ⇒年額 _____ 円 (内容： _____ )	<input checked="" type="checkbox"/> なし	支給額を証明するもの
※今後1年間の収入をご記入ください。 1)～8)の合計金額 <b>0</b> 円			合計年額0円の方で、無職無収入の場合は下の口にも必ずレ点を入れてください。 <input checked="" type="checkbox"/> 申請後は無職無収入である。

(60歳未満 合計年額130万円以上、60歳以上 合計年額180万円以上の場合、扶養認定不可)